平成２３年（フ）第４２８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目８番６号　シティハイツ荒井102
債務者　田中　利夫
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６４号
千葉県松戸市五香６―18―５　Kポート五香107号、住民票上の住所千葉県松戸市牧の原２番地の48　牧の原公団住宅１街区20棟706号富田方
債務者　向坂　定則
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６６号
千葉県松戸市栄町８丁目647番地の11
債務者　小笠原　明
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６７号
千葉県松戸市栄町８丁目647番地の11
債務者　小笠原アイ
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４６号
静岡県焼津市柳新屋64―１　レオパレスＳＯＵＬ204号、住民票上の住所山梨県甲府市堀之内町959番地　パークサイドウエノ403号
債務者　吉田　照美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目11番30号
債務者　平尾　英湖
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７９号
千葉県我孫子市新木野１丁目２番３号
債務者　紺屋　光隆
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８０号
千葉県我孫子市天王台５丁目５番１―502号
債務者　阿部　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８１号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目６番14―302号
債務者　廣瀬　弘典
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５９号
山梨県笛吹市春日居町鎮目147番地14志村コーポＡ102
債務者　宮本　紀元
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
長野県松本市村井町南１丁目30番19号
債務者　牧野内英詞
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８３号
長野県松本市野溝木工１丁目６番58号　コーポ窪田Ｂ―３
債務者　住ノ江順子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１５５８号
名古屋市南区大磯通４丁目12番地　ロイヤル大磯４Ｄ号
債務者　大塚　澄江
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７号
三重県伊賀市桐ケ丘６丁目48番地、前住所三重県伊賀市桐ケ丘２丁目38番地
債務者　岸田　　実
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０１号
鳥取県米子市尾高2447番地５
債務者　岡田　春枝
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３０１号
愛媛県松山市古川西３丁目14番11号
債務者　吉田　新一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4073番地１
債務者　桑畑　龍三
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部